

18川港企第426号
助役決裁

東扇島総合物流拠点地区形成事業審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 東扇島総合物流拠点地区形成計画に基づき、東扇島総合物流拠点地区（以下「拠点地区」という。）における公募及び事業者の選考、並びに用地貸付けに係る価格設定を公正かつ適正に行うため、東扇島総合物流拠点地区形成事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の審査を行う。

- (1) 公募に関すること。
- (2) 事業者の選考に関すること。
- (3) 用地貸付けに係る価格設定に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員長は、港湾局を所管する副市長をもって充てる。

(委員会の運営)

第4条 委員長は、委員会を招集し総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、委員長が進行し、出席委員の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、事務局に命じて委員以外の者から、説明又は意見を聴くことができる。

2 委員長は、前項の措置を講じたときは、次に開催する委員会において事務局に報告を求めなければならない。

(小委員会の組織)

第6条 委員会は、第2条に規定する事項を詳細に審議するため、公募選考小委員会及び価格設定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、別表第2表に掲げる職にある者をもって組織する。

3 小委員会の座長は、港湾局港湾経営部長をもって充てる。

(小委員会の運営)

第7条 座長は、小委員会を招集し総理する。

- 2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 小委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 小委員会の議事は、座長が進行し、出席委員の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 小委員会の座長は、審議結果を委員会に報告しなければならない。

(小委員会の所管事務)

第8条 公募選考小委員会は、次に掲げる事項の審議を行う。

- (1) 公募に關すること。
 - (2) 事業者の選考に關すること。
 - (3) その他、委員会が特に定める事項
- 2 價格設定小委員会は、次に掲げる事項の審議を行う。
 - (1) 用地貸付けに係る価格設定に關すること。
 - (2) 抱点地区の土地鑑定評価に關すること。
 - (3) その他、委員会が特に定める事項

(所管事務の小委員会への委任)

第9条 委員長は委員会に諮り、次に掲げる事務を公募選考小委員会に委任することができる。

- (1) 公募に係る広報に關する事務
 - (2) 公募に係る募集受付に關する事務
 - (3) その他、公募選考小委員会の審議事項に係る事務のうち輕易なもの
- 2 委員長は委員会に諮り、次に掲げる事務を価格設定小委員会に委任することができる。
 - (1) 抱点地区の土地鑑定評価を不動産鑑定業者に依頼する場合の、不動産鑑定業者の選定に關する事務
 - (2) その他、価格設定小委員会の審議事項に係る事務のうち輕易なもの

(非公開の原則)

第10条 委員会、小委員会の会議及び議事内容は公開しない。

- 2 委員会、小委員会の委員は職務上知り得た事項を他にもらしてはならない。

(事務局)

第11条 委員会、小委員会の庶務は港湾局港湾経営部企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

2 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関する必要な事項は、座長が小委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（19川港企第27号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（19川港企第128号）

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

附 則（20川港経第11号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(別表第1) 東扇島総合物流拠点地区形成事業審査委員会 委員

委員長	港湾局を所管する副市長 総合企画局長 財政局長 経済労働局長 まちづくり局長 建設局長 港湾局長
-----	--

(別表第2) 東扇島総合物流拠点地区形成事業審査委員会

[公募選考小委員会]

座長	港湾局港湾経営部長 総合企画局都市経営部企画調整課長 総合企画局臨海部活性化推進室主幹 [臨海部調整担当] 財政局財政部財政課長 財政局管財部管財課長 経済労働局産業振興部工業振興課長 まちづくり局計画部都市計画課長 まちづくり局指導部建築指導課長 建設局道路計画部道路計画課長
----	---

[価格設定小委員会]

座長	港湾局港湾経営部長 総合企画局都市経営部企画調整課主幹 [公有地調整担当] 財政局管財部管財課長 財政局管財部土地審査課長 経済労働局産業振興部工業振興課長 まちづくり局総務部企画課長 建設局土木管理部用地調整課長
----	---